

資料6

令和5年度地域包括支援センター設置・運営について(案)

令和5年度地域包括支援センター設置・運営について（案）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、本市が定める地区毎に地域包括支援センターを設置するものです。

下記法人に対し、地域包括支援センター運営業務を委託することについて協議いたします。

1 業務委託予定者

担当地区	東地区
法人名	社会福祉法人 敬友会
代表者	理事長 青木 美貴雄
法人所在地	米沢市大字下新田 2 8 番地
センター名	おいたまの郷地域包括支援センター
センター所在地	米沢市大字下新田 2 8 番地 特別養護老人ホームおいたまの郷内
センター職員数	4 名（保健師 1 ・社会福祉士 2 ・主任介護支援専門員 1）

担当地区	西地区・南地区
法人名	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
代表者	会長 大瀧 榮二
法人所在地	米沢市西大通一丁目 5 番 6 0 号
センター名	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター
センター所在地	米沢市西大通一丁目 5 番 6 0 号 米沢市すこやかセンター内
センター職員数	9 名（保健師等 3 ・社会福祉士 2 ・主任介護支援専門員 3 ・事務職員 1）

担当地区	北地区
法人名	社会福祉法人 緑成会
代表者	理事長 渡邊 征男
法人所在地	米沢市広幡町成島 2 1 2 0 番地の 5
センター名	成島園地域包括支援センター
センター所在地	米沢市広幡町成島 2 1 2 0 番地の 5 特別養護老人ホーム成島園内
センター職員数	5 名（保健師等 1 ・社会福祉士 2 ・主任介護支援専門員 2）

担当地区	中地区
法人名	社会福祉法人 米沢弘和会
代表者	理事長 佐藤 博
法人所在地	米沢市大字築沢 3 0 4 6 番地
センター名	サンファミリア米沢地域包括支援センター
センター所在地	米沢市塩井町塩野 5 2 0 番地 介護老人保健施設サンファミリア米沢内
センター職員数	4 名（保健師等 1 ・社会福祉士 2 ・主任介護支援専門員 1）

*センター職員数は、令和4年度配置職員数

2 配置職員

(1) 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門三職種

上記の三職種についてはそれぞれ1名以上、計4名を配置（三職種各1名を配置したうえで重複する職種配置の選択は受託者に一任）。三職種の確保が困難である場合には、これらに準ずる者として、次に掲げる者を配置。

①「保健師」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師をいい、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

②「社会福祉士」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

③「主任介護支援専門員」又はこれに準ずる者

これに準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(2) 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員を1名以上配置する。認知症地域支援推進員は、(1)の職員が兼務して差し支えない。

(3) 統括責任者（センター長）

統括責任者（センター長）を定めるものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括及び適正な業務指導を行うことができる者とし、(1)の職員が兼務することができる。

(4) 専門三職種以外の配置

三職種の配置のほか、その他の職員（介護支援専門員、事務員等）の配置については、受託者の判断で配置可。

3 実施業務

包括的支援事業における地域包括支援センター運営業務

- (1) 総合相談支援業務 (2) 権利擁護業務 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
(4) 介護予防ケアマネジメント

4 地域支援事業に関する実施協力事業

(1) 包括的支援事業における社会保障充実分事業

- ①在宅医療・介護連携推進事業 ②生活支援体制整備事業 ③認知症総合支援事業
④地域ケア会議推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

5 地域包括支援センター事業計画

(1) 米沢市地域包括支援センター運営方針

介護保険法第115条の46（地域包括支援センター）の規定に基づき、本市が設置する地域包括支援センターについて、第115条の47第1項（実施の委託）において、包括的支援事業の実施に係る運営方針を示さなければならないとされています。

本市では、「米沢市地域包括支援センター運営方針」を定め、介護保険事業計画期間にあわせ改定を行っております。

〔運営方針の主な内容〕

- ①運営方針策定の趣旨 ②地域包括支援センターの意義及び目的 ③設置及び体制
④基本的な考え方及び理念 ⑤業務推進の方針 ⑥実施業務・内容 ⑦事業協力

運営方針作成にあたっては、地域包括ケアシステムの構築方針を盛り込むこととされております。本市においては、第8期介護保険事業計画にあわせ改訂しました「米沢市地域包括支援センター運営方針」（令和3年3月作成）にて、下記の方針を盛り込み、介護保険運営協議会にて了承を得ております。

〔基本的な考え方及び理念〕

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年度法律第52号。以下「改正法」）」のポイントのひとつに、「地域包括ケアシステムの深化・推進」があります。内容として、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた保険者機能の強化のほか、センターの機能強化に向けた取組の推進等が位置付けられました。

また、改正法では、社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）により地域共生社会の実現に向けた改革が行われました。これまでの「縦割り」の福祉サービスを「丸ごと」に転換し、高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が様々な困難を抱える場合であっても適切な支援を受けることができるよう、相談支援体制の整備が盛り込まれています。2020年代初頭の全面展開に向け、市町村においては関係部局等にて包括的な支援・連携体制の検討を行い、その中で高齢者を担当するセンターの位置付けや役割を具体化し、円滑な連携に向けた準備を進めることとされています。以上のことから、今後、センターが果たすべき役割は、さらに大きなものとなっていくことが見込まれます。

ますます複雑多様化する社会的な課題に対し、高齢者をはじめとした全ての地域住民が自立した尊厳ある暮らしの継続を図るための方法が地域包括ケアシステムであるといえます。地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築のため、今後もセンターを中心として高齢者の生活課題の把握・解消等に取り組むとともに、個人支援を通じた地域全体への支援を実施します。そしてセンターの設置主体であり、介護保険制度の運営責任者である市は、介護保険制度の基本理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」を念頭に置き、関係機関等の協力・協働のもと、地域社会における住民主体（自助・互助）を尊重しながら、共助及び公助によるサービスの効率的提供を可能とする体制・地域の総合力を高めるための施策を実施します。

全ての地域住民が郷土・米沢を愛し、1日でも長く本人なりの望む暮らしを送り続けることができ、人生の最期の瞬間を迎えた時に、このまちで暮らせて良かったと思える「わがまち米沢の地域包括ケアシステム」の構築と深化を目指して“為せば成る”の精神で取組を加速させます。

（2）地域包括支援センター事業計画作成

介護保険運営協議会にて地域包括支援センター設置・運営の承認を得た後、本市地域包括支援センター運営方針、評価結果等を踏まえ、各地域包括支援センターにおいて作成いたします。事業計画については、全センター共通業務のほか、各センター独自事業等を盛り込んだ内容となります。